

# 公益財団法人広島市スポーツ協会 広島市スポーツ少年団規程

## (総則)

第1条 公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、定款第4条第1項第5号及びこれに関連する事業を遂行するために広島市スポーツ少年団（Hiroshima City Junior Sports Clubs Branch. 略称 H. C. J. S. B.）を置く。

2 この規程は、前項の規定に基づき設置された広島市スポーツ少年団に関することを定める。

## (構成)

第2条 広島市スポーツ少年団は、広島市を活動の拠点とする単位スポーツ少年団をもって構成する。

2 広島市スポーツ少年団に、競技種目別に競技種目スポーツ少年団を置く。なお、複数の競技種目で活動している単位スポーツ少年団は、いずれかの競技種目スポーツ少年団に属するものとする。

3 広島市スポーツ少年団に、各区スポーツ少年団を置くことができる。

## (目的)

第3条 広島市スポーツ少年団は、青少年がスポーツを通じて心身を鍛練し、あわせて文化活動・奉仕活動を計画的・継続的に行う単位スポーツ少年団を育成し、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

## (事業)

第4条 広島市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成と育成
- (3) スポーツ少年団の交歓・交流事業の実施
- (4) スポーツ少年団の広報活動の実施
- (5) スポーツ少年団の活動開発に関する調査・研究
- (6) 関係団体との連携
- (7) 広島県スポーツ少年団・日本スポーツ少年団への登録
- (8) スポーツ少年団各種表彰候補者の推薦
- (9) その他目的達成に必要な事業

## (登録)

第5条 広島市スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

## (役員)

第6条 広島市スポーツ少年団に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 3人以内
- (3) 常任委員 40人以内（副本部長を含む。）とし、企画総務担当、指導育成担当及び事業推進担当を置く。

## (役員を選出)

第7条 本部長は、常務理事の中から、会長が委嘱する。

2 副本部長は、常任委員の互選により、本部長が指名し、会長が委嘱する。

3 常任委員は、別表第1により、競技種目スポーツ少年団から選出された者（協会に加盟する関係団体から選出された者を含む。）と学識経験者及び日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者を会長が委嘱する。

## (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、広島市スポーツ少年団を代表し、団務を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任委員は、本部長を助けて団務を処理し、企画総務担当、指導育成担当及び事業推進担当常任委員の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

## (任期)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(本部委員会)

第10条 公益財団法人広島市スポーツ協会専門委員会規程第2条第1項の規定により設置したスポーツ少年団本部委員会(以下、「本部委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項は次項から第9項までに定めるところによる。

- 2 本部委員会の委員は、第6条の役員をもって充てる。
- 3 本部委員会の会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 4 本部委員会は、青少年のスポーツに関する活動の推進及び団体育成について、計画、調査、研究等を行う。
- 5 本部委員会の会議は、役員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 6 本部委員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決める。
- 7 やむを得ない理由のため本部委員会に出席できない役員は、書面をもって他の役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該役員は、会議に出席したものとみなす。
- 8 緊急やむを得ない事情により本部委員会を開催するいとまがないとき、又は軽易な事項については、書面審議により、本部委員会の開催に代えることができる。
- 9 本部長は、必要に応じて本部委員会に役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(規程の変更)

第11条 この規程は、本部委員会において、出席役員数の3分の2以上の同意を得て変更することができる。ただし、理事会の承認を得なければならない。

<附 則>

この規程は昭和62年4月1日から施行する。

この規程は平成5年4月1日から施行する。

この規程は平成8年4月1日から施行する。

この規程は平成12年5月24日から施行する。

この規程は平成14年4月1日から施行する。

この規程は平成18年5月24日から施行する。

この規程は平成19年4月1日から施行する。

この規程は公益財団法人広島市スポーツ協会の設立登記の日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	人 数	備 考
(1) 競技種目スポーツ少年団	20団以上2人以内 20団未満1人	団数は、改選前年度の登録単位スポーツ少年団の数とする。 協会に加盟する関係団体から推薦された者を含む。
(2) 学識経験者	若干名	(2)と(3)を合わせて6人以内とする。
(3) 日本スポーツ協会公認 スポーツ指導者資格保有者	若干名	
合 計	40人以内	

別表第2

区 分	分 掌 事 務
企画総務担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 育成計画に関すること。</li> <li>2 登録に関すること。</li> <li>3 財務に関すること。</li> <li>4 被表彰候補者に関すること。</li> <li>5 広報活動に関すること。</li> <li>6 関係団体との連携に関すること。</li> <li>7 活動開発に関する調査・研究に関すること。</li> <li>8 その他、他に属さないことで、必要と認めること。</li> </ol>
指導育成担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指導者の育成に関すること。</li> <li>2 団員の育成に関すること。</li> <li>3 リーダーの育成に関すること。</li> <li>4 母集団の育成に関すること。</li> <li>5 その他、指導者や団員の指導育成に関し、必要と認めること。</li> </ol>
事業推進担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大会・交歓会の実施に関すること。</li> <li>2 国際・国内交流に関すること。</li> <li>3 日独同時交流に関すること。</li> <li>4 その他、事業推進に関し、必要と認めること。</li> </ol>